リモートデスクトップ環境
構築業務委託

仕　　様　　書

能美市企画振興部
デジタル推進課

目　次

第 1 章　　総則 1
1.1 業務の概要 1
1.1.1 業務の目的 1
1.1.2 業務の内容 1
1.1.3 履行期限 1
1.1.4 業務場所 1
1.1.5 成果品の納入場所 1
1.1.6 特記事項 1
1.2 疑義 1
1.3 諸手続き等 1
1.4 業務責任者 2
1.5 損害賠償 2
1.6 成果品の帰属 2
1.7 知的財産権の帰属 2
1.8 打合せ 3
1.9 報告の義務 3
1.10 業務完了報告 3
1.11 契約不適合 3
1.12 受注者の認証取得 3
1.13 保守 4
第 2 章　　システム再構築 5
2.1 現環境調査 5
2.2 再構築環境設計 5
2.3 移行方法検討 6
2.4 再構築 6
2.5 動作確認 7

第1章 総則

1.1 業務の概要

1.1.1 業務の目的

本業務は、能美市（以下「発注者」という。）が運用中のインターネット接続及びLGWAN接続系のリモートデスクトップシステムにおいて、現行サーバのＯＳのサポート終了に対応するため、サポートが有効なＯＳでの再構築により、業務の継続性の確保を目的とする。

1.1.2 業務の内容

「第２章 システム再構築」に規定する作業とする。

1.1.3 履行期限

本業務の履行期限は、令和９年２月２６日とする。

1.1.4 業務場所

本業務の業務場所は、能美市役所とする。

1.1.5 成果品の納入場所

本業務における成果品の納入場所は、能美市企画振興部デジタル推進課とする。

1.1.6 特記事項

(1) 本業務で再構築するシステムは、発注者が保有する仮想基盤システム上に構築することとし、構築に必要なゲストＯＳのインストール、設定等も本業務に含める。なお、ＯＳのインストールに必要なライセンスは発注者が別途調達したライセンスを使用すること。

(2) 本仕様書は、受注者に求める遂行業務の最低限の基準を示したものである。したがって、受注者は本仕様書に記述していない事項であっても、本業務において、当然必要と考えられる機能等は具備すること。

1.2 疑義

本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、受注者は発注者の指示に従い本業務を遂行するものとする。

1.3 諸手続き等

本業務にあたって受注者は、次の書類を紙媒体及び電子媒体で作成し提出のうえ、発注者の承認を得るものとする。また、提出書類は原則としてＡ４版、日本語とし、それぞれ指定した期日（指定のないものは業務完了日）までに、発注者に提出すること。

(1) 業務責任者届　１部

契約締結後速やかに提出し、監督職員の承認を得ること。

(2) 業務実施計画書　１部

契約締結後７日以内に提出し、監督職員の承認を得ること。

(3) 工程表　１部

契約締結後７日以内に提出し、監督職員の承認を得ること。

(4) 打ち合わせ議事録　１部

本業務の打ち合わせを行った場合は、その内容を記載した議事録を打ち合わせ後３日以内に提出すること。

(5) 課題管理表　一式

(6) サーバ環境設計書　一式

ＯＳやミドルウェア等の設定が記載されていること。

(7) その他発注者が指示する関係書類

1.4 業務責任者

受注者は、契約締結後速やかに、本業務における技術上の管理を行う業務責任者を定めるものとし、書面により発注者に通知するものとする。また、選任する責任者はＯＳ、ミドルウェア、プログラミング言語、再構築システムに精通した十分な実務経験を有するものとする。

1.5 損害賠償

受注者において、本業務期間中の作業及び成果品の不備に起因して、発注者が被害を受けた場合には、受注者が損害賠償を行うことを契約上明記しておくものとする。また、事故が生じた場合は、その原因、内容等を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

1.6 成果品の帰属

本業務における成果はすべて発注者に帰属するものとする。受注者は、本業務における成果を、発注者の了承を得ずに、発注者への本業務以外の用途に利用してはならない。

1.7 知的財産権の帰属

発注者および受注者は、本業務の履行において、契約締結以降に生じた特許権・実用新案権（特許・実用新案を受ける権利を含む。以下「特許権等」という。）の帰属については以下のとおりとする。

(1)　発注者が単独で行った発明・考案（以下「発明等」という。）から生じた特許権等は発注者単独に帰属するものとする。

(2)　受注者が単独で行った発明等から生じた特許権等は受注者単独に帰属するものとする。

(3)　発注者および受注者が共同で行った発明等から生じた特許権等については、発注者受注者の共有とし持分は発注者が２分の１、受注者が２分の１とする。この場合、発注者および受注者は、特許権等の全部につき、それぞれ相手方の了承および対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾できるものとする。

1.8 打合せ

本業務の期間中において、受注者は必要に応じ業務打合せを行い、打合せ後に「打合せ議事録」にその内容を明記し、発注者に提出のうえその承認を得るものとする。

1.9 報告の義務

本業務の履行期限までの期間中において、受注者は作業の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて発注者に報告書を提出するものとする。また、受注者は発注者からの問い合わせに対し、いかなる場合においても迅速に回答しなければならない。

1.10 業務完了報告

受注者は、本業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書とともに完了届を発注者に提出しなければならない。

1.11 契約不適合

受注者は、本業務の完了後であっても、受注者に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

1.12 受注者の認証取得

受注者は、本業務において情報セキュリティ上、発注者が所有する重要な情報資産を取扱うことから、受注者は、以下の要件を満たす事業者でなければならない。

(1)　システムの品質を保証するために、ISO 9000 シリーズの資格を保有すること。

(2)　全社的な適用範囲での ISO 27000 シリーズの認証を取得していること。

1.13 保守

再構築後システムのソフトウェア保守については、別途契約する。

第2章 システム再構築

2.1 現環境調査

発注者の現環境におけるインターネット接続系リモートデスクトップシステム環境及びLGWAN接続系リモートデスクトップ環境の構成、設定値等を調査すること。なお、現環境の関係サーバ構成は表1、2に示すとおりである。ただし、各サーバにおけるサーバOSのバージョン等は、契約後、発注者から受注者に提示するものとする。

表1:インターネット接続系環境におけるリモートデスクトップシステムの構成

役割	サーバ台数
ドメインコントローラ	2台
ファイルサーバ（ユーザプロファイル保存等）	1台
RDSセッションブローカ兼ライセンスサーバ	1台
RDSセッションホスト	5台

表2：LGWAN接続系環境におけるリモートデスクトップシステムの構成

役割	サーバ台数
ドメインコントローラ	2台
ファイルサーバ（ユーザプロファイル保存等）	1台
RDSセッションブローカ兼ライセンスサーバ	1台
RDSセッションホスト	5台

2.2 再構築環境設計

現環境の調査結果を基に、インターネット接続系及びLGWAN接続系の再構築環境を表3、4に示す内容でそれぞれ設計すること。

表3:インターネット接続系環境における
リモートデスクトップシステムの再構築構成

役割	サーバ台数	OS	再構築対象
ドメインコントローラ	2台	Windows Server 2022	対象
ファイルサーバ （ユーザプロファイル保存等）	1台	Windows Server 2022	対象
RDSセッションブローカ兼 ライセンスサーバ	1台	Windows Server 2022	対象
RDSセッションホスト	5台	Windows Server 2022	対象

表 4:LGWAN 接続系環境におけるリモートデスクトップシステムの再構築構成

役割	サーバ台数	OS	再構築対象
ドメインコントローラ	2 台	Windows Server 2022	対象外
ファイルサーバ （ユーザプロファイル保存等）	1 台	Windows Server 2022	対象外
RDS セッションブローカ兼 ライセンスサーバ	1 台	Windows Server 2022	対象
RDS セッションホスト	5 台	Windows Server 2022	対象

なお、本業務で再構築するのは表 3、4 中の「再構築対象」の列のうち「対象」となっているサーバのみとする。「再構築対象」の列のうち「対象外」となっているサーバについては、現環境で使用しているサーバを引き続き用いるものとする。また、LGWAN 接続系環境におけるリモートデスクトップシステムのユーザプロファイルの保存先は既存の保存先となるサーバに新規ドライブを割り当て、当該ドライブに保存するよう設定すること。

2.3 移行方法検討

現環境から再構築環境への移行方法を検討すること。検討結果については、発注者の承認を得ること。

なお、現環境から再構築環境へのユーザプロファイルは移行しなくても良いが、現環境から再構築環境へファイルを移動させる手段を一時的に構築し、提供すること。当該手段の提供にサーバ等が必要となる場合は、発注者に協議すること。

2.4 再構築

発注者が保有する「Windows Remote Desktop Services」ライセンスを用いて、発注者が指定するライセンス数をそれぞれの環境に適用し、次のとおりインターネット接続系リモートデスクトップシステムおよび LGWAN 接続系リモートデスクトップシステムを再構築すること。

【インターネット接続系リモートデスクトップシステム】

(1) 発注者が保有する仮想基盤システム上の必要な分の仮想マシンにゲストＯＳをインストールし、設定すること。また、必要なリソースについては、発注者と協議し、決定すること。

(2) ドメインコントローラは、LGWAN 接続系ネットワーク等との信頼関係等も現環境同様に設定すること。

(3) リモートデスクトップシステムに必要なサービスをインストールし、リモートデスクトップシステムを構築すること。
(4) インターネット接続には石川県セキュリティクラウド（以下「県セキクラ」という。）を利用するため、インターネット接続が必要なサーバに発注者が提供する県セキクラ用サーバ証明書をインストールすること
(5) RDSセッションブローカ兼ライセンスサーバおよびRDSセッションホストにインストールする証明書の発行方法は発注者と協議し、決定すること。

【LGWAN接続系リモートデスクトップシステム】
(1) 発注者が保有する仮想基盤システム上の必要な分の仮想マシンにゲストＯＳをインストールし、設定すること。また、必要なリソースについては、発注者と協議し、決定すること。
(2) リモートデスクトップシステムに必要なサービスをインストールし、リモートデスクトップシステムを構築すること。
(3) RDSセッションブローカ兼ライセンスサーバおよびRDSセッションホストにインストールする証明書の発行方法は発注者と協議し、決定すること。

2.5 動作確認
(1) 構築した内容について動作試験を実施すること。
(2) 試験成績表を作成し、発注者に報告のうえ事前に承諾を得ること。
(3) 現環境から再構築環境への切替が発生する場合は、工程表等で発注者と日時を検討し、実施すること。

2.6 その他
以下の作業は発注者にて実施するものとする。
(1) 利用者が操作する端末への設定配布および利用者への周知
(2) 本業務範囲外の機器設定や受注者に権限がない機器の操作および設定発注者の操作に支障がないかを確認するための業務試験

以　上